

2013年10月1日

日本共産党名古屋市議員団 団長 わしの恵子殿

名古屋市中区丸の内三丁目7番9号
チサンマンション丸の内第2
名古屋市民オン
代表 滝田 誠



電話 052-953-8052 FAX052-953-8050

office@ombudsman.jp http://www.ombnagoya.gr.jp/

申し入れならびに質問書

前略

愛知県議会議員・名古屋市議員による政務調査費の不正支出が次々に明らかになっていることに
対し、報道によると、愛知県議会では、政務調査費（現政務活動費）の交付対象や交付手続の見直し
を検討されるようです。

これを機に、私たちが政務活動費が適切かつ有効に使用されるための制度設計を期待したいところ
ですが、政務調査費（政務活動費）の支出に対する県民・市民の不信を払拭することは、中途半端な
制度の改革ではすまない状況に来ていると考えます。

私たちは、政務調査費問題の本質は、政務調査活動全般についての不透明さにあると考え、まずは
政務活動内容の透明化とその根拠資料の徹底的な開示を求めます。以上の観点から、制度改善につい
ての意見を申し上げるとともに、これに対し、貴会派のお考えをお尋ねする次第です。

記

1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

先進的な自治体では、自分が代表者を務める会社に対する事務所賃料を政務活動費から支払うこ
とを禁止しております。名古屋市の条例にかかる定めがないとしても、地方自治法は地方公共団
体に最小の努力で最大の成果を挙げるよう求めています（地方自治法3条14項）。このような努力
義務は地方公共団体の議員にとっても同様のはずですが、かかる観点からすれば、事務所の賃料が最
小の努力で最大の成果を上げたものといえることを有権者に説明することが議員に対する信用回復
のために必要ではないでしょうか。そのために、議員が事務所を賃貸した場合には、どこに事務所
を賃借し、誰に賃料を支払ったかを開示されるよう求めますが、これに対する貴会派のお考えをお
聞かせください。

2 人件費情報の開示

今回の不正支出の方法の一つに、支払っていない給与を支払ったとして政務調査費を受け取った
というケースがありました。これまで人件費の支払い対象者の氏名は個人情報として不開示
とされていますが、この運用が不正支出を許す結果となっていたわけです。こういった問題発生を
防ぐには、これまでのように人件費の支払額を開示するだけでは不十分です。今後は政務活動費の
受領者の氏名の開示を求めますが、これに対する貴会派のお考えをお聞かせください。

3 現金出納簿の開示

領収証の開示だけでは県民に支出の相当性を説明したことにはなりません。膨大な量の名古屋市
会議員の政務活動費の支出についての領収証を一般の市民がチェックすることは極めて困難だから
です。一方、政務活動費条例では現金出納簿の作成を義務づけています。領収証だけでなく、この
現金出納簿の写しを議長に提出して、これが開示されることで、政務活動費の支出の透明性が一層

増すことは明らかです。また、この方策をとることは各会派の情報開示に対する負担を特に増大させるものではありません。現金出納簿の開示は県民・市民の信頼を取り戻すために必要不可欠です。以上の理由から、現金出納簿の写しの議長への提出ならびにその開示を求めますが、これに対する貴会派のお考えをお聞かせください。

4 ネットでの使途記載について

愛知県議会では、政務調査費の領収書を CD で開示しており、140 円でだれでも全領収書を見ることができます。名古屋市会では約 2 万枚にもものぼる領収書をすべて入手しようとするれば、情報公開請求で約 20 万円もかかってしまいます。市民がチェック可能にするには、全領収書等をネットで公開することや、CD での開示がふさわしいと思いますが、いかがでしょうか。これに対する貴会派のお考えをお聞かせください。

5 政務活動費を支出した活動報告書の開示

政務調査費（政務活動費）支出に対する県民・市民の不信の根源は、費用の支出に見合う成果を知ることができない、という点にあります。しかし、事務所賃料の支出であれば、事務所を必要とするどのような調査を行ったかを議員が説明して初めて事務所賃料の支出の必要性を納得できるし、人件費の支出であれば、支払額が相当であったかどうかを判断するために、人件費の支払い対象者にどのような政務活動を行わせたかを明らかにすることが必要です。旅費の支出についても、実際に現地調査を行う必要性があったかどうかは、そこで何を調査したかがわかって初めて支出の必要性を納得できるものとなります。名古屋市会では、活動報告書と視察報告書は作成を義務付けていますが、非公表となっています。そこで、今後は政務活動費の支出が活動内容に見合うものであったかどうかを私たちが知ることができるように、議員が行った政務活動の報告書を公表することを求めますが、いかがでしょうか。これに対する貴会派のお考えをお聞かせください。

これらは政務活動費がもともとは公金による補助金であることに鑑みれば、当然おこなわれるべきことではないでしょうか。政務調査費が議員の第二給与と言われ続け、その支出が県民・市民から疑惑のまなざしで見られているのも、公金による補助金の場合には常識的に行われることを行わなくて良いとする、公金支出の観点からみて極めてルーズな制度運用がなされてきたことが原因であると考えます。

私たちがこのような申し入れをした趣旨は以上の通りです。これに対して貴会派のお考えを後記回答書にご記入の上、FAX にておよせください。

回答は 10 月 15 日までとさせていただきます、ご回答は公表させていただくことをご了承ください。

以上